

申義堂利用規程

(目的)

第1条 この規定は、江戸時代の庶民教育を行うために設立した学問所である申義堂を保存し、市民の歴史及び文化に対する認識を深め、文化財保護意識の向上に資するとともに、これらを活用するため申義堂の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公開日)

第2条 申義堂の公開日は、次のとおりである。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日は、除くものとする。
 - (2) 前号以外の日で、利用を希望する日の14日前までに、利用予定人数が10名以上で、教育委員会に利用の申出をし、教育委員会がこれを認めた日
- 2 前項第2号の利用を申出るときは、申義堂利用申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、公開日を変更し、又は臨時に公開日を設けることができる。

(公開時間)

第3条 申義堂の公開時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用料)

第4条 申義堂の利用料は、無料とする。

(禁止行為)

第5条 何人も、申義堂において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申義堂の建物、建物の附属設備、器具、備品等(以下「建物等」という。)又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑になる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 申義堂の敷地内において飲食し、喫煙し、又は火器を使用すること。ただし、飲食においては、管理業務受託者を除く。
- (6) 教育委員会が施設の利用を不相当と認めるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、申義堂の管理に支障がある行為をすること。

(損害の賠償)

第6条 申義堂の建物等又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月15日から施行する。